

「消費者教育連携・協働推進全国協議会の実施」公募要領

1. 事業名

令和7年度「消費者教育連携・協働推進全国協議会の実施」

2. 事業の趣旨

消費者教育に携わる地方公共団体の担当者、消費者教育関係者並びにNPOや大学及び企業等の関係者が参画し、成年年齢引き下げやデジタル化の進展等の諸課題を踏まえた実践的な消費者教育に関する事例やノウハウを共有することで、各地域や各機関においてさらなる消費者教育の取組や実践につなげていくことや多様な主体の連携・協働の促進等を目的とする消費者教育連携・協働推進全国協議会（以下、「消費者教育フェスタ」という。）を開催する。

3. 事業の内容

消費者教育フェスタの企画・運営業務全般を行うこと。

（1）実施事項

- 地域の消費者教育団体や若年者への消費者教育を推進する団体、行政機関、企業等による交流・連携の機会の提供（パネル展示、ポスターセッションなど）
- 消費者教育に関して先駆的な取組や、諸課題への取組の共有（消費者教育に関する機関、団体、個人による事例発表など）
- 参加者の興味・関心を引き付けるための工夫（著名人による講演や催し物など）
- 企画提案に当たり、以下の【消費者教育に関する課題や方向性】の例に掲げる内容を必ず1つ以上、盛り込むこと。なお、以下に掲げる内容が1つ以上盛り込まれていれば、これ以外の内容も含めた提案をいただいて構わない。自由な発想と工夫による提案を期待する（以下のウェブサイトに掲載している過去の消費者教育フェスタの実績や消費者教育の取組事例について適宜参考とすること。）

（参考）文部科学省ウェブサイト「消費者教育の推進について」:

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthsha/index.htm

【消費者教育に関する課題や方向性】

- ①成年年齢引き下げやデジタル化の進展等による様々な問題への対応について
 - 例）・若年者からの相談に多くみられるトラブル（エステ、副業等）と課題
 - ・インターネット（SNSを含む）上でのトラブルに関わる表示と法規制の課題
 - ・悪質ホスト問題や靈感商法等のトラブル
- ②様々な教育分野との連携による消費者教育の推進
 - 例）・持続可能な社会や環境への影響を鑑みた消費者教育の取組（エシカル消費等）
 - ・金融経済教育の推進を踏まえた消費者教育の在り方
- ③地域における様々な主体の連携・協働による消費者教育の推進
 - 例）・教育委員会と消費者行政部局の連携による学校等を中心とした取組の推進
 - ・地域の社会教育施設（公民館や男女共同参画センター等）を活用し地域を巻き込んだ取組
 - ・地域の企業やNPO法人、大学等の参画による地域の資源を活用した取組

（2）実施に当たっての留意事項

- 文部科学省に設置する「消費者教育推進委員会」と連携し、その意見等を踏まえた内容

とすること。

- 現地開催を基本としつつ、オンラインでの同時配信も行い、より多くの参加者を募る工夫をすること。なお、オンライン参加者が主体的に企画内容に参画できるよう工夫をすること。
- 目標参加数は、会場とオンラインの合計が 300 人以上となるよう設定すること。
- 文科省が別途実施している「成年年齢引き下げ等を踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築」の取組内容や成果を報告する機会を設けること（最大 3 団体）。
- 開催内容をデジタル方式で記録し、後日オンラインでアーカイブ配信等を行うこと。
- 企画内容に登壇等をする参加者については、男性のみもしくは女性のみとならないよう男女比について留意すること。
- 参加者へのアンケートの実施等による、当該フェスタの企画・運営業務に対して評価する仕組みを設けること。
- 消費者教育フェスタの実施報告書及び報告書データ（オンライン配信データを含む）を文部科学省へ納品すること。
- 事業の実施においては、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：（決裁施行日）～令和 8 年 3 月 11 日（火）

事業規模：1 件当たり 2, 551 千円（税込）を上限とする。

採 択 数：2 件程度（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

6. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後、速やかにすべての提案者に選定結果を通知する。

7. 公募説明会の開催

開催日時：令和 7 年 5 月 30 日（金）15 時～16 時

開催場所：オンライン

※公募説明会に参加する場合は、令和 7 年 5 月 28 日（水）15 時までに以下の連絡先に連絡をすること（様式不問）。

（連絡先）E-mail：consumer@mext.go.jp

8. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

- (1) 提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 消費者教育推進係

TEL : 03-5253-4111 (内線2260)

E-mail : consumer@mext.go.jp

(2) 提出方法

- ① 企画提案書の様式及びファイル形式は「公募要領別紙_企画提案書」を参照のこと。
なお、別紙を添付することも可能とする。

- ② 企画提案書はE-mail でデータを送信すること。

(留意事項)

- ・企画提案書のデータをメールに添付して送信すること。
- ・メールの件名及び添付ファイル名はともに「(消費者教育フェスタ) _ (法人名)」とすること。
- ・添付ファイルは PDF 形式で1つにまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。
- ・受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。
- ・メール送信上の事故(未達等)については、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③ 誓約書

(4) 提出期限

令和7年6月17日(火) 18時必着

- ※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。
- ※ E-mail でデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。
- ※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

9. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

10. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択

決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

11. スケジュール

公募開始：令和7年5月23日（金）

公募締切：令和7年6月17日（火）18時必着

審査・選定：令和7年7月上旬頃

契約締結：令和7年7月中旬頃

12. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 事業実施に当たっては、契約書及び実施計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (8) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

- ・ 実施計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 銀行口座情報